

2015年(平成27年)3月16日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて(答申)

2013年(平成25年)9月17日付けで諮問された「辻堂浄化センターの下水汚泥焼却灰と洗浄沈砂について、神奈川県に提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成22年度,平成23年度,平成24年度分)」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「辻堂浄化センターの下水汚泥焼却灰と洗浄沈砂について、神奈川県に提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成22年度,平成23年度,平成24年度分)」の行政文書公開請求に対し、2013年(平成25年)7月31日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分については、異議申立ての対象となった平成22年度分及び平成23年度分並びに平成24年度分の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」中の「燃えがら」及び「汚泥」に係る「運搬受託者の許可番号」欄、「運搬受託者の氏名又は名称」欄、「運搬先の住所」欄、「処分受託者の許可番号」欄及び「処分受託者の氏名又は名称」欄の記載内容のうち、番号1の行から番号4の行に該当する当該各欄の記載内容を除き、公開することが妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2013年(平成25年)7月3日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「辻堂浄化センターの下水汚泥焼却灰と洗浄沈砂について、神奈川県に提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成22年度,平成23年度,平成24年度分)」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- (2) 実施機関は本件請求に該当する行政文書を「辻堂浄化センターの下水汚泥焼却灰と洗浄沈砂について、神奈川県に提出した平成22年度分及び平成23年度並びに平成24年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書」(以下「本件対象文書」という。)と特定した。
- (3) 実施機関は、本件対象文書には実施機関及び異議申立人以外の第三者に関する情報が記載されていることから、2013年(平成25年)7月18日付けで、条例第14条第1項の規定により、当該第三者である4者に対し、公開に対する意見書の提出機会を付与するとともに、同日付けで、条例第11条第3項の規定により、異議申立人に対し行政文書公開諾否決定期間延長通知を行った。
- (4) 実施機関は、意見書の提出機会を付与した第三者から公開に対する意見書の提出を受けた後、同月31日付けで異議申立人に対し、本件対象文書のうち「燃えがら」及び「汚泥」に係る「運搬受託者の許可番号」欄、「運搬受託者の氏名又は名称」欄、「運搬先の住所」欄、「処分受託者の許可番号」欄及び「処分受託者の氏名又は名称」欄の記載内容(以下「本件非公開部分」という。)は、条例第6条第2号及び第4号に該当するとして非公開とする行政文書公開一部承諾決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- (5) 異議申立人は、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める趣旨の異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を同年8月15日付け異議申立書(以下「本件異議申立書」という。)の郵送により行った。
- (6) 本件異議申立書は同月16日に情報公開制度主管課によって収受されたが、不備が認められたため、情報公開制度主管課から異議申立人に対し補正を求めたところ、異議申立人により補正が行われ、同年9月2日に情報公開制度主管課において受理された。
- (7) 実施機関は同月17日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

本件異議申立書及び意見書における異議申立人の主張はおおむね次のとおりである。なお、当審査会は異議申立人に対し口頭意見陳述の機会を与えたが、異議申立人から陳述を行わない旨申し出があったため、口頭による意見聴取は

行っていない。

ア 実施機関は本件非公開部分に係る非公開理由を「当該事業者に対する風評被害の発生が懸念され、同事業者の操業に支障が生じるおそれがある」ことから条例第6条第2号に該当するとしているが、産業廃棄物処理業は許認可業であり、その業者名や住所、許可番号や処理可能な廃棄物は既に公にされている。また、放射性物質に広く汚染されてしまっていることは周知の事実である。したがって、実施機関が非公開とした上記5項目が公開されたとしても、事業者の権利利益を害するとは認められない。

イ 実施機関は「藤沢市の下水道事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある」ことから条例第6条第4号に該当するとしているが、首都圏、ひいては藤沢市にも放射性物質の影響がみられることは周知の事実であり、上記5項目が公にされることとは関係がない。

ウ 東日本大震災の被災地である福島県いわき市は、異議申立人が行った本件請求と同趣旨の「処分場許可事業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成23年度分、平成24年度分）」の公開請求に対し、平成25年7月9日、「報告者の印の印影」以外はすべて公開している。

エ 行政情報を幅広く公にする情報公開制度の趣旨に照らすと、上記5項目を非公開とした実施機関の判断は違法であり、公開すべきである。

#### 4 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び口頭理由説明における実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は次のとおりである。

(1) 本件対象文書である「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条の3第7項の規定に基づき、産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付したすべての排出事業者が、毎年6月30日までに前年度の交付状況を都道府県知事等に報告するため、産業廃棄物の排出事業者が作成し、都道府県知事等に提出する文書である。この文書には、産業廃棄物の種類、排出量、管理票の交付枚数、運搬受託者の許可番号、運搬受託者の氏名又は名称、運搬先の住所、処分受託者の許可番号、処分受託者の氏名又は名称、処分場所の住所が記載されている。辻堂浄化センターにおいても、下水処理過程で発生した下水汚泥焼却灰等の廃棄物についてその処分を委託しており、法の定めに従い、排出事業者として毎年、当該書類を作成し、神奈川県知事へ提出している。

- (2) 従来、藤沢市の下水汚泥焼却灰等は、再資源化事業者に処分を委託し、再利用を行っていたが、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に由来する放射性物質が下水汚泥焼却灰等から検出され、再資源化処分が停止したことから、現在まで浄化センター内で保管・管理を行っている。しかしながら、下水汚泥焼却灰等は日々発生し、その保管量も増え続けており、近い将来に保管能力の限界を超えるという逼迫した状況にある。
- (3) 原発事故による放射能汚染問題は、広く国民の間に大きな不安を与えており、食品や様々な製品に含まれる放射性物質に関して、国が示している安全基準を満たしているとしても、拒否反応を示す人は少なからず存在すると思われ、心理的な面が大きく影響するという特殊な側面がある。
- (4) このような状況下で、本件対象文書を公開することにより、放射性物質が含まれた廃棄物の受入実績について、事業者名等が広く一般に知られることとなった場合、当該事業者に対する風評被害が発生し、当該事業者の正当な利益を害するものと判断できることから、本件非公開部分に記載された情報は条例第6条第2号に該当する。
- (5) また、現在、辻堂浄化センター内に下水汚泥焼却灰の保管倉庫の建設に着手しており、発生する残土の運搬及び処分を当該事業者委託している。さらに、従前より下水汚泥焼却灰等の処分は受託可能な事業者が非常に限られている中で、当該事業者委託してきた経過がある。このような状況の中、風評被害の発生を懸念した当該事業者が藤沢市の廃棄物処理から撤退した場合及び実際に風評被害が発生し、当該事業者の操業が縮小若しくは停止した場合、藤沢市の廃棄物処理に支障が生じ、最悪の場合は廃棄物の処分が不可能となり、市民生活に多大なる不利益が生じることとなる。このことから、本件非公開部分は条例第6条第4号に該当する。
- (6) 異議申立人の主張には、前述した藤沢市の下水汚泥焼却灰等の処分に関する状況、放射能汚染問題の特殊な側面及び公開した場合の多方面に与える影響の大きさが考慮されておらず、認容することはできない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明に基づき審議した結果、本件処分の当否について次のように判断した。

### (1) 本件対象文書について

本件請求の対象となった行政文書は、廃棄物処理法第12条の3第7項の規

定に基づき，実施機関が神奈川県知事に提出した辻堂浄化センターに係る平成22年度分及び平成23年度分並びに平成24年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の控えである。

(2) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書には産業廃棄物の排出元である「事業上の名称」，「業種」，「事業上の所在地」のほか「産業廃棄物の種類」，「排出量」，「管理票の交付枚数」，「運搬受託者の許可番号」，「運搬受託者の氏名又は名称」，「運搬先の住所」，「処分受託者の許可番号」，「処分受託者の氏名又は名称」，「処分場所の住所」等の記載欄が設けられている。

(3) 本件処分について

実施機関は，本件対象文書のうち，産業廃棄物である「燃えがら」及び「汚泥」に係る「運搬受託者の許可番号」欄，「運搬受託者の氏名又は名称」欄，「運搬先の住所」欄，「処分受託者の許可番号」欄及び「処分受託者の氏名又は名称」欄の記載内容を非公開としたが，その理由については，これらを公開した場合，風評により当該部分に記載された事業者の操業に支障が生じるおそれがあり条例第6条第2号に該当するとともに，実施機関の下水道事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから同条第4号に該当するとしているので，以下検討する。

なお，実施機関は，本件請求に対する諾否決定に当たって，本件対象文書に記載されている事業者4者に対し，条例14条第1項の規定により，公開に対する意見書の提出機会を付与し，意見書の提出を受けたとするが，当審査会において当該意見書を見分したところ，公開に対し反対する旨の意見書を提出した事業者がある一方，公開について反対する旨の意見はないとする事業者があったことが認められる。

(4) 条例第6条第2号及び第4号の該当性について

条例第6条柱書きは，「実施機関は，公開請求があつたときは，公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（中略）のいずれかが記録されている場合を除き，公開請求をしたもの（中略）に対し，当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定しつつ，同条第2号において，「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，公開することにより当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」については，公開しなければならないとはしていない。

また，同条第4号は「実施機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報で

あつて、公開することにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について公開原則の例外として非公開とされ得る旨を規定している。

実施機関は、本件対象部分を公開した場合、当該部分に記載された事業者が風評による被害を受け、操業に支障が生じることが予測されるとき、また、当該事業者の操業に支障が生じた場合、辻堂浄化センターの産業廃棄物の処理が困難となり市の下水道事業の適正な遂行に支障が生じる旨説明する。確かに東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によってもたらされた放射性汚染問題が国民生活に多大な影響を与え続けている中、放射能懸念による不買によって被害を受けている事業者が存在することは否定しがたく、国民の間で未だなお放射能汚染問題について様々な議論がなされている状況下にあつては、実施機関の説明をまったく理解できないものということとはできない。

したがって、本件対象部分のうち公開に反対する事業者に関する記載部分については、公開した場合、当該事業者の事業活動における正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、条例第6条第2号に該当すると認められる。

なお、実施機関は条例第6条第4号についても非公開とする根拠としているが、本件対象部分のうち公開について反対する事業者の情報が記載された部分については、上述のとおり条例第6条第2号に該当することから、同条第4号の該当性については判断しない。

一方、本件対象部分のうち公開に対して反対する旨の意見を示さなかった事業者に関する記載部分については、風評被害をもたらすおそれを否定できない情報であるとしても、事業者の経営状態や事業活動を取り巻く環境は個々に異なるものであり、公開することによって操業に支障が生じるとまではいえない場合もあるところ、当該事業者の個別具体的な状況に基づき、公開に反対する旨の意見が示されなかったものと考えられる。したがって、当該事業者に関する記載部分に限っていえば、当該事業者の正当な権利利益が損なわれるとまでは認められず、条例第6条第2号には該当しない。

また、当該部分を公開することについては、当該事業者の操業に支障が生じるおそれがあるとは認められない以上、実施機関の下水道事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれも認められないことから、条例第6条第4号には該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2013. 9. 17	実施機関から審査会へ諮問書の提出
9. 24	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
10. 22	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
10. 25	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
11. 25	異議申立人から審査会へ意見書の提出
12. 2	審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
12. 5	審査会から実施機関へ資料の提出要請
2014. 1. 6	実施機関から審査会へ資料の提出
2. 27	実施機関への意見聴取
3. 27	審議
4. 14	審議
6. 23	審議
2015. 3. 16	答申



## 第 1 5 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者